

柏崎民商会報

16年10月31日

〒945-108-2
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL(0257)231-1997(代)
FAX(0257)231-19307

新津民商との商売交流親睦会開催 両民商から15人の役員が集つ

10月22日は会員さんのお店で『新津民商の役員さんと商売を語る交流と親睦会』を開きました。きっかけは、春の運動終了後に開いた「要求運動委員会」で「消費税増税などで商売が大変厳しくなってきてる。県内のほかの民商の役員さんと商売の交流ができるのか」でした。

当日は新津から会長をはじめ7人の役員さんが柏崎に。柏崎から会長をはじめ8人の役員さんが参加。「息子と一緒にしている。下請はない。仕事があるのはハウスメーカーだけ。技術の伝承ができない」(新津・建築業)。「取引先はハウスメーカーになつてきている。地元業者は仕事がないため、金物は皆無に近くなっている」(新津・建築金物販売)など、第1部では全員が商売等を語りました。合いました。第2部は柏崎の海の幸などの料理を囲み、交流と親睦を更に深め合いました。

会員さんの紹介で美容業者が入会

民商の魅力を語り、5つの拡大を



県内の民商は、秋の運動期間中です。5月に開催した全商連総会の時の現勢を回復・突破しようと奮闘しています。柏崎も6月の総会以降は5つの拡大(読者・会員・共済・婦人・青年)

のいづれかを増やそうと奮闘中。総会時現勢の回復・突破まで読者6人、会員5人、共済6人、婦人8人、青年はプラス1人。

10月は、9月に続き、「商売を始めたら民商に入った方がいいよ。きちんとできるから」と北支部の会員さんが勧め、美容業を開業した業者(女性・48歳)が入会。また今月は全婦協総会もあり、婦人部員も増えました。



民商が大きくなることが、会員さんの要求実現の大きな確かな力になります。特に商工新聞読者、会員さんの紹介をお願いします。

税金が払えず困っている方は「換価の猶予」の活用を



営業とくらしが厳しく、税金等が払いたくても払えず、滞納している方は「換価の猶予」を活用しませんか。「消費税が一度に払えない」「所得税や源泉所得税の納付が難しい」など、税金等が払えずに困っている方は、役員や事務所にご相談ください。

11月の弁護士無料法律相談は15日予約制ですので、希望者は事務所までご連絡下さい。

大腸がん検診は12月3日と4日実施詳細は会報のウラ面でご確認下さい。

